

○厚生労働省令第十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 四―アセチル―N・N―ジエチル―七―メチル―四・六・六 a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>八 (略)</p> <p>九 三十八 (略)</p> <p>三十九 (略)</p> <p>四十 七―アリル―N・N―ジエチル―四・六・六 a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>四十一 (略)</p> <p>四十二 九十三 (略)</p> <p>九十四 (略)</p> <p>九十五 N・N―ジエチル―七―エチル―四・六・六 a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>九十六 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 亜硝酸ブチル</p> <p>(新設)</p> <p>七 四―アセトキシ―N―イソプロピル―N―メチルトリプタミン及びその塩類</p> <p>八 三十七 (略)</p> <p>三十八 二―(四―アリルオキシ―三・五―ジメトキシフェニル)―エタンアミン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>三十九 一―(四―イソプロピルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル)―プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>四十 九十一 (略)</p> <p>九十二 三―ジエチルアミノ―二・二―ジメチルプロピル 四―アミノベンゾアート及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>九十三 N・N―ジエチル―四―ヒドロキシトリプタミン及びその塩類</p>

九十七〜百六十二 (略)
百六十三 (略)

百六十四 (E) | N | (一 | フェネチルピペリジン | 四 | イル
| N | フェニルブタ | ニ | エナミド及びその塩類

百六十五 N | (一 | フェネチルピペリジン | 四 | イル | N |
フェニルペンタンアミド及びその塩類

百六十六 (略)

百六十七 ニ | (ブチルアミノ) | 一 | (三・四 | メチレンジ
オキシフェニル) | ペンタン | 一 | オン及びその塩類

百六十八 (略)

百六十九〜二百三十七 (略)

二百三十八 (略)

二百三十九 メチル | ニ | 「一 | (四 | フルオロブチル) | 一 | H
| インダゾール | 三 | カルボキサミド」 | 三・三 | ジメチル
ブタノアート及びその塩類

二百四十 (略)

二百四十一〜二百八十八 (略)

九十四〜百五十九 (略)

百六十 N | (ニ | フェネチルピペリジン | 四 | イル) | N | F
エニルシクロペンタンカルボキサミド及びその塩類

(新設)

(新設)

百六十一 ニ | (ブチルアミノ) | 一 | (四 | クロロフェニル)
プロパン | 一 | オン及びその塩類

(新設)

百六十二 一 | ブチル | N | (ニ | フェニルプロパン | ニ | イル
| 一 | H | インドール | 三 | カルボキサミド及びその塩類

百六十三〜二百三十一 (略)

二百三十二 一 | 「三 | メチルフェニル」 | メチル | ピペラジン
及びその塩類

(新設)

二百三十三 メチル | ニ | 「一 | (四 | フルオロベンジル) | 一 |
H | インダゾール | 三 | カルボキサミド」 | 三・三 | ジメチル
ブタノアート及びその塩類

二百三十四〜二百八十一 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

2 覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)<u>第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</u></p> <p>一〇二百八十四 (略)</p> <p>二百八十五 (一H―インドール―三―イル) (ナフトレン―一―イル)メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフトレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位及び当該ナフトレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。</p> <p>イ 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚醒剤</p> <p>ロ ト (略)</p> <p>(表略)</p> <p>二百八十六 (ニ―メチル―一H―インドール―三―イル) (ナフトレン―一―イル)メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフトレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位及び当該ナフトレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。</p> <p>イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(表略)</p> <p>二百八十七 ニ―アミノ―一―フェニル―プロパン―一―オン(</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)<u>第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</u></p> <p>一〇二百八十四 (略)</p> <p>二百八十五 (一H―インドール―三―イル) (ナフトレン―一―イル)メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフトレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位及び当該ナフトレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。</p> <p>イ 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚せい剤</p> <p>ロ ト (略)</p> <p>(表略)</p> <p>二百八十六 (ニ―メチル―一H―インドール―三―イル) (ナフトレン―一―イル)メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフトレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位及び当該ナフトレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。</p> <p>イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(表略)</p> <p>二百八十七 ニ―アミノ―一―フェニル―プロパン―一―オン(</p>

以下この号及び第二条第五号において「基本骨格」という。）の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、ベンゼン環の二位から六位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合している物であつて基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く（第二条第五号において「カチノン系化合物群」という。）。

イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

(表略)

二百八十八 (略)

以下この号及び第二条第五号において「基本骨格」という。）の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、ベンゼン環の二位から六位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合している物であつて基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く（第二条第五号において「カチノン系化合物群」という。）。

イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

(表略)

二百八十八 (略)